

○後から費用が支給される場合
次のような場合で、費用を全額自己負担した場合は、申請して認められると、自己負担分を除いた額が支給されます。

高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額（年額）

現役並み所得者	67万円（89万円）
一 般	56万円（75万円）
区 分 II	31万円（41万円）
区 分 I	19万円（25万円）

※毎年8月から翌年7月までが対象です

※平成20年度については、平成20年4月から平成21年7月までを対象期間とし、（ ）内の額を適用します。ただし、平成20年8月以降に自己負担が集中している場合などは、通常の限度額を適用します

○高額医療・高額介護合算制度（高額介護合算療養費）
同じ世帯で、後期高齢者医療と介護保険の自己負担がある場合に、1年間に支払った自己負担を合算し、左記の限度額を超えた場合に、超えた分が支給されます。

◆やむを得ない理由で被保険者証を持たずに受診したときや、保険診療を扱っていない医療機関にかかったとき（海外渡航中に治療を受けたときを含む。ただし、治療を目的とした渡航は含まれません）

◆医師が必要と認めた手術などで輸血に用いた生血代やコルセットなどの補装具代、はり・きゅう・マッサージ、柔道整復師の施術を受けたとき

◆医師の指示による入院・転院などの移送に費用が掛かったとき

○葬祭費
被保険者が亡くなった場合、申請により葬祭を行った人に葬祭費として、5万円が支給されます。

○健康診査
被保険者の健康保持・増進のため、健康診査を実施します。

○問い合わせ先
岐阜県後期高齢者医療広域連合
（電話058・387・6368）
または保険課へ

後期高齢者医療制度の地区説明会

後期高齢者医療制度についての説明会を次の日程で開催します。ぜひ、ご参加ください。

開 催 日	時 間	地 区	開 催 場 所
2月12日（火）	午前10時～	加茂野	加茂野公民館（加茂野連絡所）
	午後2時～	下米田	下米田公民館（下米田連絡所）
13日（水）	午前10時～	蜂 屋	蜂屋公民館（蜂屋連絡所）
	午後2時～	伊 深	伊深公民館（伊深連絡所）
14日（木）	午前10時～	太 田	中央公民館
	午後2時～	山之上	山之上コミュニティセンター（山之上連絡所）
15日（金）	午後2時～	三 和	三和公民館（三和連絡所）
20日（水）	午後1時30分～	古 井	上古井公民館（古井連絡所）
22日（金）	午後1時30分～	全地区	総合福祉会館